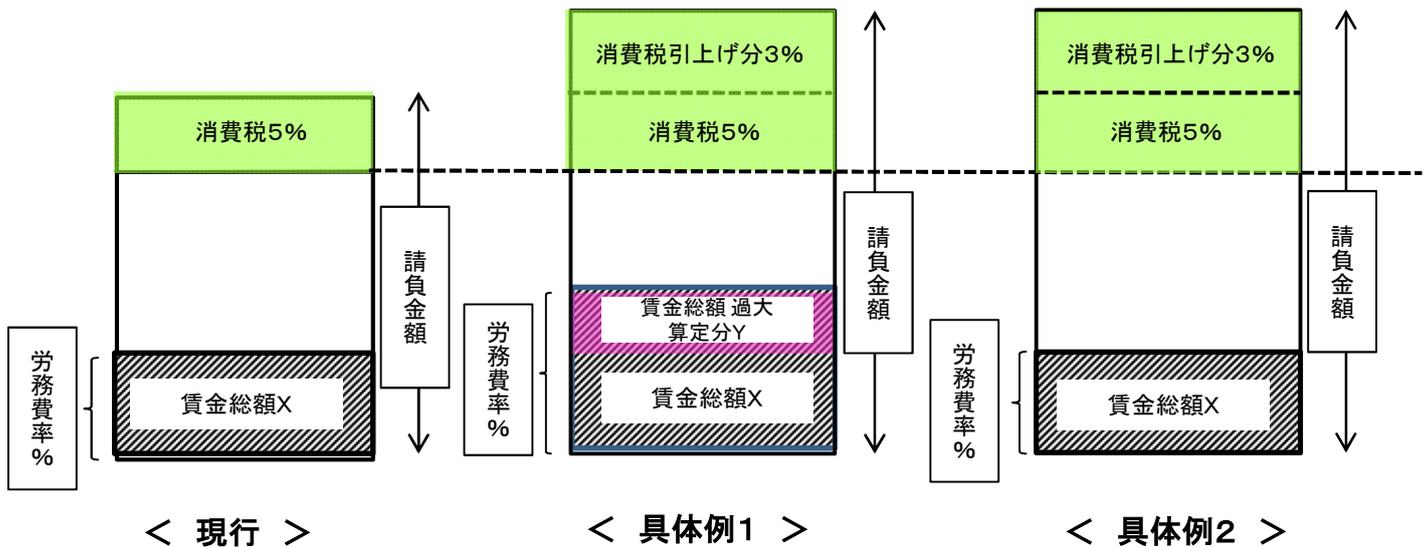


労務費率の暫定措置イメージ図



平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられた場合、工事の請負金も当然消費税率は8%が適用される。

しかし、現行の徴収法の労務費率は消費税率が5%であることを前提として設定されているため、暫定措置を設けない場合、賃金総額の計算に齟齬が生じる(具体例1)。

このため、暫定的に、請負による建設の事業であって一般保険料の額の算定に際して請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とするものについては、賃金総額の算定に当たっては、請負金額に108分の105を乗じて得た額に、所定の労務費率を乗ずることとする(具体例2)。

○具体例

1億円(消費税抜きの工事本体金額)で平成26年4月1日にずい道の新設工事(労務費率18%)を請け負った場合、

現行の消費税率5%では、

請負金額1億5百万円 × 18% = 18,900,000円(賃金総額) <現行>

消費税率が8%に引きあげられると、

請負金額1億8百万円 × 18% = 19,440,000円(賃金総額) <具体例1>

暫定措置を設けた場合には、

請負金額1億8百万円 × 105/108 × 18% = 18,900,000円(賃金総額)

<具体例2>

※ 暫定措置を講じないと、元請負人は54万円分過大となった賃金総額で保険料を算定することとなり、不利益が生じる。